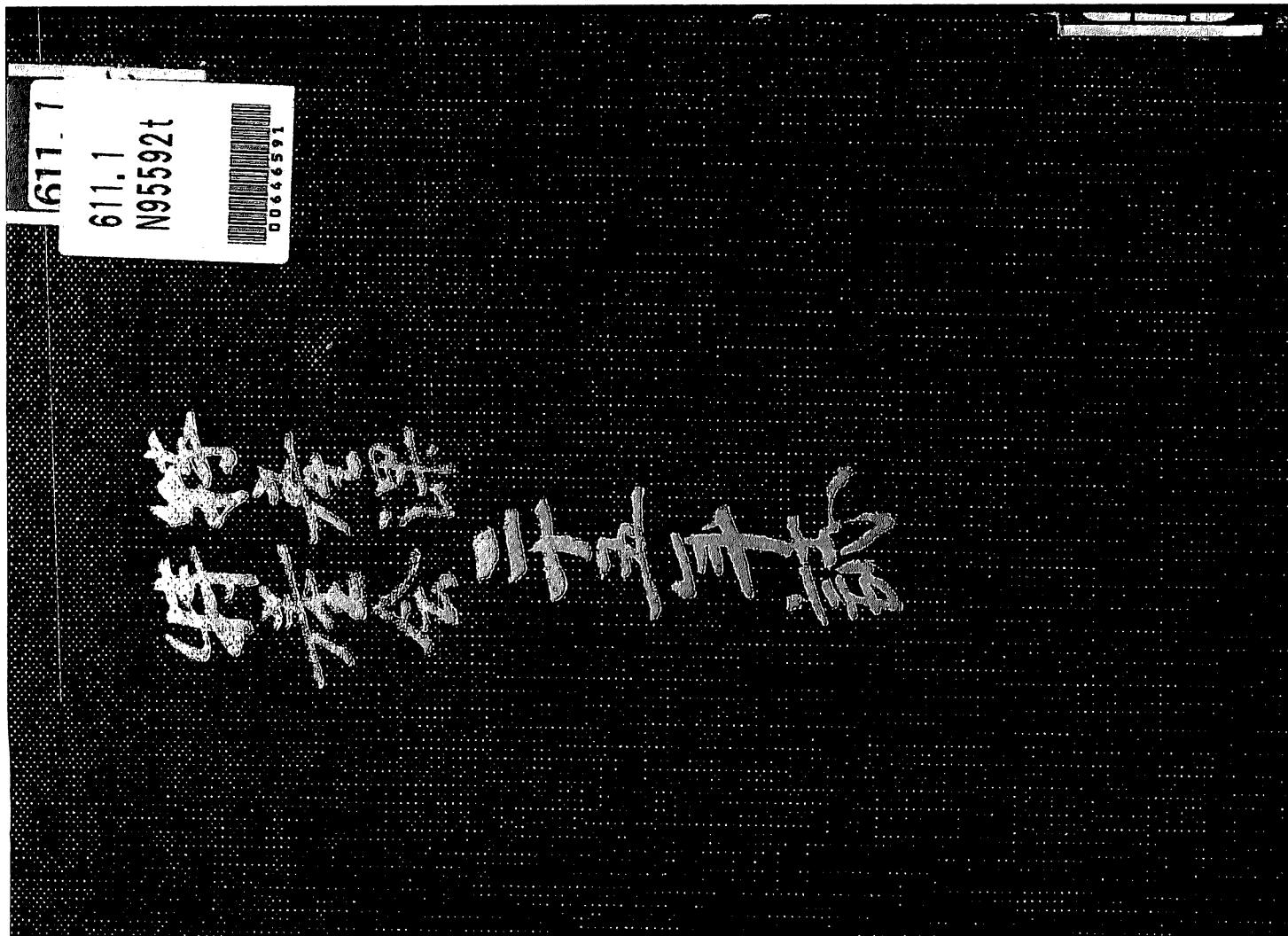
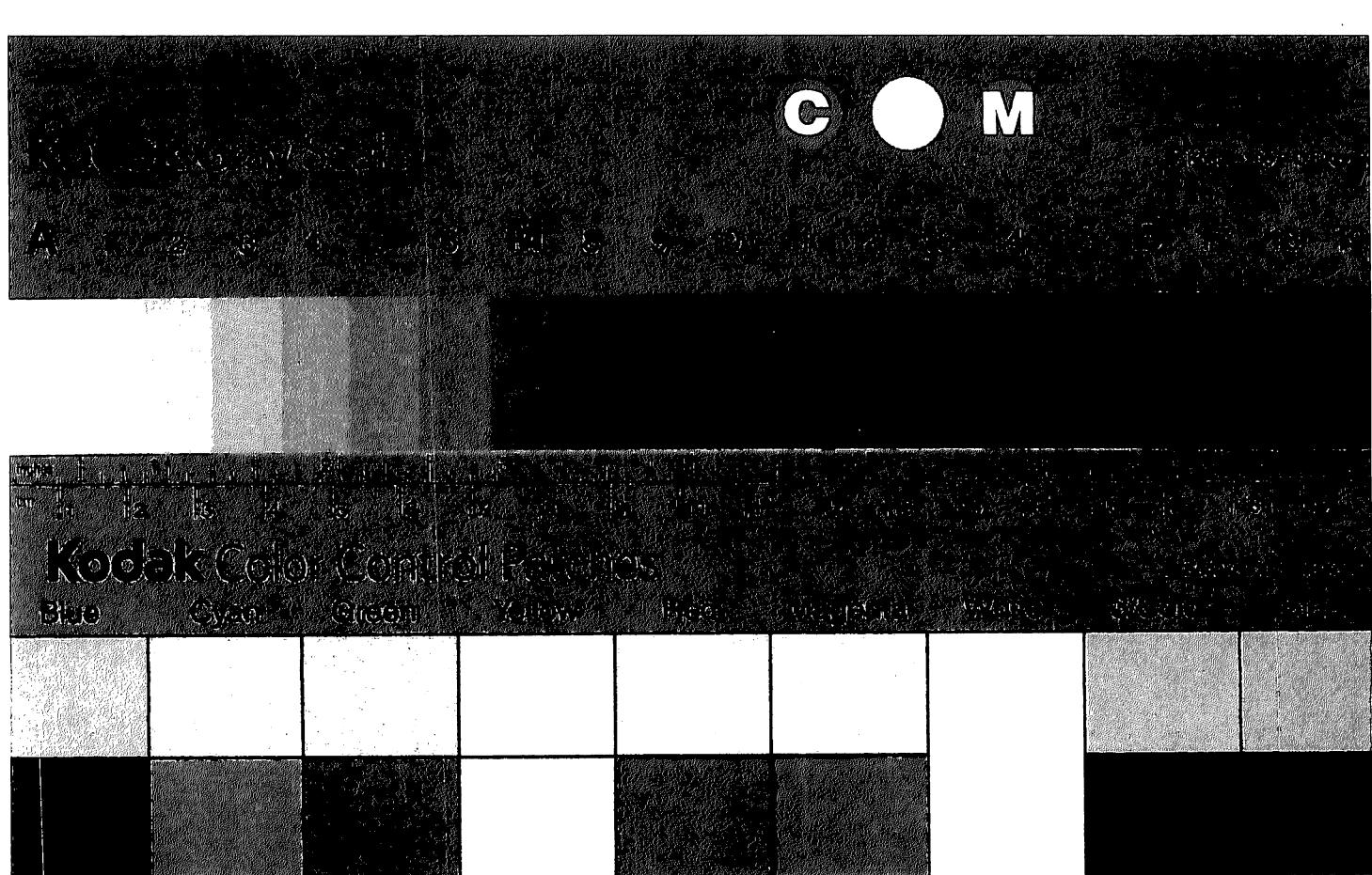


C O M



麻類

戦前における施策

麻類の増産

昭和一二年日華事変がはじまり、軍需としての麻類の需要は急速に増加した。このため、ラミー・アマ・タイマを急速に増産し、軍需としての原料を確保することとなつた。

当時タイマは、ほぼ自給自足の状態にあつたが、日華事変により麻類全体の需要が増加したので、比較的容易に生産されるタイマの増産を奨励して、麻類の不足を緩和することとした。このため、昭和一四年度から毎年二、〇〇〇haを増産する計画がたてられた。

さらに、昭和一五年度には、農林計画委員会の議を経て、重要国策として麻類の増産目標を定め、計画生産を推進することとなつた。

ラミーについては、軍需ならびに漁網などの原料を確保するため、その生産目標を各道府県と協議し、気候、風土、畑作利用などの関係を考慮して、栽培地として適当な府県に重点をおき、既植地および新植地の面積、従来の生産実績などを考慮し、生産数量の割当を行なつた。増産施設としては、栃木、石川、宮崎の各県農事試験場に補助金を交付し、優良品種の育成、栽培ならびに纖維調製方法の改良などの研究を行なわせた。また、生産者のラミー苗購入費、ラミー剝皮機の購入費、実地指導地の設置などについて助成を行なつた。

タイマについても、軍需の原料確保のため、ラミーと同様道府県に対し、生産目標の割当を行なつた。増産施設としては、青森、栃木、広島の各県農事試験場をして、優良品種の育成、栽培、ならびに纖維調製方法の改

良につき、試験研究を行なわせた。また、優良種子購入費に対し助成した。

アマについては、軍需の増加、ラミー原料の不足を補うため、アマ栽培の適地たる北海道において、増殖をはかることとし、生産割当を行なつた。増産施設としては、アマ種子購入費、およびこれと混播するクローバ種子購入費に對し、助成を行つた。

ラミー・タイマ・アマの生産目標、および増産施設は、次の表のとおりである。

生産目標		増産施設	
事業名	金額	事業名	金額
ラミー	一	タイマ	一
タマ	五、三三ha	アマ	六、三三ha
イ	五、七二、五六kg	マ	六、〇〇七三kg
タ	一、六六、六四kg	ア	三、七三kg
イ	一、〇一五ha	マ	一、七七、七四kg
ア	四、二六、四〇三kg	マ	七、三七〇ha
マ	五、三七、二六kg	ア	一〇、〇〇、〇〇kg
		合計	一〇、五三、七六kg

生産目標		増産施設	
事業名	金額	事業名	金額
試験研究事業	三〇、〇〇〇円	試験研究事業	三五、二〇〇円
優良種苗配給事業	一四〇、〇〇〇	優良種苗配布事業	八五、〇〇〇
繊維調整機設置事業	二三三、三〇〇		
実施指導奨励事業	七、五〇〇		

マオランの栽培普及は、農商省としては好ましいものと考えていなかつたが、種苗業者の農家に対する売込みによつて、相当栽培される機運にあつたので、宮崎県川南ラミー試験地の一部において、マオランの試験研究を行なうこととした。日華事変の勃発後、麻類の輸入が困難になり、纖維の価格も暴騰してからは、マニラ麻の一部代用として使用せられるようになつた。このため、マオランの栽培も急速に伸び、纖維作物として充分採算のとれる作物となり、千葉、静岡、愛知、福岡、佐賀、大分、鹿児島等の諸県がその主産地となつた。しかし、戦争がはげしくなるにおよんで、食糧増産の必要性から、昭和一七年を限界として、再び減少するにいたつた。しかし、昭和二十一年一月「農地作付統制規則」による特用作物に、マオランを追加指定し、ほぼ現状程度の作付面積を維持することに努めた。

第二次世界大戦以来、麻類の生産は、広く共栄圏全体を考慮し、特に、南方諸地域においては、ほとんどいたるところ麻の栽培に好適しているので、各地において、生産に努力することとなつた。しかし、戦争の進展にともない、戦況がおもわしくない情勢になつてきたので、むしろ、国内の生産に重きをおかざるを得なくなつた。

農商省は、増産計画に従い、鋭意これが達成に努力した結果、相当の成績をあげたが、その後戦争がはげしくなるに従い、生産は伸び悩み、計画と実績との間に相当の隔りを生ずるにいたつた。

このため、農商省は、纖維局部内に纖維増産推進部を設け、纖維の一大増産運動を展開するとともに、他面作付確保に対する法的措置、災害に対する損失補償制度の実施、肥料の重点配給、石油の特配、麻生産者に対する報償制度など、種々の施策を実行し、増産の推進を図つた。しかし、麻類の出荷実績は、生産数量に比較して相当の隔りを生じ、むしろ、減退の傾向を生じたので、農商省は、必需原料を確保するため、府県にたいして供出割当の確保についての督励を行なつた。また、麻類についても、総合作付割当を実施することとなり、昭和一九年七月省令を改正して、タイマ・ラミー・アマ・コウマなどの類を指定した。

「農地作付統制規則」によつて指定された農作物を、農商大臣の指定する期日、または、その期日以後作付をした農地に対しては、特定の場合の他は、指定作物と作付期間を同じくする作物を作付することができなくなった。すなわち、昭和一九年九月農商次官から、「農地作付統制規則」の改正にもとづき、同年度の秋冬作の総合作付割当について、地方長官に通牒が發せられ、タイマ一八、六二三ha、ラミー一八、二八八ha、アマ四三、〇〇〇ha、コウマ四、三〇〇haを割当て、この他、タイマ採種圃として、二、〇〇〇haが割当された。

麻類生産奨励の実績
(農林統計による)

ア マ	実 収 高 度 作付面積ha	作付面積ha	区 分						
			昭和一三年	一四年	一五年	一六年	一七年	一八年	一九年
タ イ マ	実 収 高 度 作付面積ha	作付面積ha	七、〇四九	八、五六〇	一一、一三四	一五、四七九	一五、四三七	一三、八一二	一一、九〇八
ラ ミ ー	実 収 高 度 作付面積ha	作付面積ha	三、三八二	三、〇三三	三、三八七	三、九六五	四、〇六九	三、五九八	三、四三八
コ ウ マ	実 収 高 度 作付面積ha	作付面積ha	三、四六三	五、三五〇	五、八〇六	五、七七六	五、九三〇	四、六六九	三、四〇六
			五八八	九一四	一、三三五	一、三七八	一、三三四	一、一一一	一、〇九一
			六五二	五一三	二、八七五	二、七七二	二、八二七	二、三四八	一、六四三
			三三三	一、一二四	四、七五五	一、一四五	一、二二〇	一、一一八	八六一
			三五、四三五	二八、九九五	三〇、一五〇	三一、三九二	三二、七六五	三六、二九八	四〇、〇八七
			一三、六八〇	一四、一一一	一五、二二五	一四、二二四	一四、二二三	一五、四六二	一三、一一九
			一一一						

麻類の生産確保と供出を促進するため、生産資材等の特配を行なうこととし、まづ、肥料配給については、麻類は、「その他の作物」の中に含まれ、一括配給となつてはいたが、昭和二〇年度種類別に反当割当数量を明示して、割当てることとした。すなわち、硫安一〇a当りタイマは三貫、ラミーは主産地である九州各地が反当八貫（宮崎、鹿児島、熊本三県は、八貫八〇〇）、他の県は反当五貫を配給し、他の作物に比し優遇せられることとなつた。ラミー剥皮用の石油、ならびに剥皮機の製造に必要な銑鉄、鋼鉄の特配について、從来農商省は、陸海軍省、軍需省などの協力を得て、相当数量の特配を行なつた。また、麻栽培者に対し、纖維製品の特配を行なうこととし、昭和一九年一月農商省は、麻栽培者に対する纖維製品特別配給要領を定め、府県を通じて陸軍被服本廠より作業衣、シャツ、ゲートル、手拭などの麻製品を配給し、栽培者の労苦に酬ゆるとともに、麻の増産と供出意欲の昂揚に努めた。

麻類災害損失補填制度

麻類は、他作物に比し風害、雹害などの災害が多い作物で、このことが、増産上の障害となつてゐるので、農商省は、昭和一九年九月麻類災害損失補填制度を実施することとなり、財團法人原麻生産協会をして実施せしめることとなつた。

災害補填に要する経費は、八〇万円と予定せられたが、この制度実施のため、政府は、麻統制機関である日本原麻統制株式会社の麻販売価格中に、これに要する経費を織込み、統制会社よりその経費を出させることとした。

麻類の統制

昭和一二年法律第九二号「輸出入臨時措置法」にもとづき、農林省は、昭和一五年六月一〇日附農林省令第四四号をもつて「苧麻大麻等統制規則」を公布し、同時に、商工省は、工業者および商業者の麻の購買制限に關し、同日附商工省令第四三号をもつて「苧麻大麻等の購買制限に関する件」を制定し、いざれも、七月一日から実施することとなつた。統制機関には、日本原麻株式会社が指定された。

内地産麻類について、公定価格の設定せられたのは、タイマをもつて初めとする。すなわち、昭和一四年七月栃木県告示第三八一号により、皮麻の最高販売価格が、指定された。これは、昭和一三年七月商工省令第五六号物品販売価格取締規則第一条の規定によるものであるが、昭和一五年七月一般に麻類が統制せられるにいたり、同年九月苧麻大麻等統制規則第四条の規定によつて、農林大臣は、告示をもつて、日本原麻株式会社の内地産タイマの最高購入価格および販売価格を指定し、ついで、同年一〇月特殊精麻および晒麻の価格を指定した。

ラミーについては、昭和一五年一〇月、同規則によつて統制機関の購入価格および販売価格を指定し、同一七年七月特等品の価格をあらたに設け、野生のラミーについても、乾茎の価格を指定した。

コウマ・マオランについても、昭和一五年一〇月粗製品、精製品の銘柄別に価格を指定したが、翌一六年九月、粗製品、精製品とともに、等級を区分して、購入価格および販売価格を指定した。

麻類の価格は、諸物価があがつたため、生産費が増大し、麻類増産計画遂行の面において、改正する必要が認められ、公定価格は、昭和一九年七月には、タイム二五%、ラミー四一%、コウマ五〇%，と大巾な引きあげが行はれた。つづいて、同二〇年七月にも価格が引上げられた。

原麻生産協会の設立

纖維資源の自給度の向上を図るため、麻類の増産を行ない、軍需資材、衣料、包装、漁網、網索などの必要原料を、国内で確保する必要が高まつてきたので、昭和一七年九月原麻生産協会を設立した。

この協会は、資本金二〇〇万円で、タイマ・ラミー・コウマなど麻類の国内の増産奨励に当ることとなり、技術員の養成、地区協議会ならびに講習会の開催、普及宣伝、増産模範地区の設置、地方的増産施設の助成、生産資材の斡旋、麻の災害補填、製麻法の改良研究など諸般の増産奨励事業を行なつた。昭和一八年、練習生四五名を養成し、南方諸地域における麻類生産を推進するため派遣したが、昭和一九年度においては、軍および満洲國などよりの要請が強いため、養成施設を拡充し、従来の栃木県のほか、宮崎県に西部養成所を設け、東西両養成所にて、第一線指導者の養成に当つた。このほか、麻増産推進のため、昭和一九年四月、情報局は戦時纖維非常増産措置要綱を定め、小学生、中学生、青少年団、翼賛青年団、婦人会を動員して、桑皮・野生ラミー・竹・雜纖維を採取させることとした。

同年七月には、農商省内に戦時纖維増産推進部を設け、纖維の増産を図ることとし、同時にその協力機関として、「戦時纖維増産協力会」を設け、関係団体の協力を要請することとした。

なお、麻増産の指導の徹底を期するため、昭和二〇年二月纖維局長名をもつて、全国の麻栽培農家を動員して、栽培指導を行はせることとした。

特用作物の総合作付計画

農商省は、昭和一九年九月秋冬作総合作付計画をたて、麦、野菜、パレイショ、ナタネ、タバコ、麻類、イ、シチトウイ、ジョチュウギク、ハッカ、飼料作物などの作付割当を決定し、農商次官より地方長官あてに通牒した。全国に割当てた面積中、工芸関係の作物は 次の通りである。

タ　イ　マ	一八、一二三ha	ハ　ツ　カ	五二ha
ラ　ミ　ー	八、二八八	イ・シチトウイ	四、三六六
ナ　タ　ネ	五八、〇六五	コンニヤク	一一、五四一

ジョチュウギク 三、八〇七

なお 農商次官の通牒にともない、必須作物の面積を確保するため、農政局長、纖維局長連名をもつて、各府県知事あて趣旨の徹底方について、次のことを通牒した。

- 一 割当面積ハ最少限度ヲ示スモノナルヲ以テ極力土地利用ノ強化ニ付指導シ之ガ徹底ニ努ムルコト
- 二 割当面積ノ多少ニ拘之等農産物ノ生産ハ直ニ戰力ニ影響スルモノナルコトヲ周知徹底セシムルコト
- 三 管下ニ割当シルニ当リテハ、地方的特殊事情ヲ考慮シ適地適作ノ実現ニ努メ之ニ伴フ輪作及労力分配等農業經營ノ合理化ニ付指導スルト共ニ農業会ヲシテ作付面積ノ適正化並ニ其ノ確保ニ付協力活動セシムルコト
- 四 ケシ、除虫菊、ラミー、大麻、菜種、薄荷、蘭、蒟蒻等ハ近年著シク減少ノ傾向アルモ其ノ増産ノ要大ナルニ鑑ミ其ノ特產地ノ維持発展ニ努ムルコト
- 五 蔬菜ハ其ノ出荷ノ確実ヲ期スル為之ガ作付反別ハ特ニ輸送事情並ニ生産關係等ノ立地条件ヲ勘案シ之ヲ蔬菜特產地ニ重点的ニ確保スルモノトシ尚蔬菜種苗ハ之ガ優良性ノ保持増進ヲ期スルノ要特ニ重要ナルヲ以テ之ヲ種苗ノ特產地ニ重点的ニ確保スル様考慮スルコト
- 六 割当後新ナル事態発生シ當該作物ノ作付不能ナル場合ハ本割当ニ於テ指示シタル作物ヲ其ノ代作トシテ優先的ニ作付セシムルコト
- 七 関係部課並ニ團体ト密接ナル連絡ヲトリ常ニ実態ノ把握ニ努メ割当ガ形式ニ終ルガ如キコトナカラシムルコト
- 八 飼料作物ノ作付割当ハ昭和十九年七月十五日農商省吉示第八一三号に依り指定サレタルモノニ限ルモノナルコト

戦後における施策

ラミーの増産

昭和一五年制定された「苧麻大麻等統制規則」によるラミーの配給統制は、昭和二〇年度に廃止され、これに代つて全国農業会による一元集荷、販売が、行なわれることとなった。

一方、衣料および漁網糸などラミー製品の需要は、増加の傾向にあつたが、反面、原麻の生産は、戦後における労働力、および肥料農薬など生産資材の不足により、著しい減産を示すにいたつた。

昭和二一年二月には、東洋繊維三原工場で、植物纖維生産協会、全国農業会の主催により、農林省、商工省、主产地各県奨励担当者が集り、ラミーの増産対策、および取扱方法について、協議会が開催され、増産決議が行なわれた。

昭和二〇年九月三日、農林省農政局長名をもつて、「苧麻生産増強対策要綱」が通達され、その関連において中央に農林省、全国農業会、中央水産業界、植物纖維生産協会、大口需要者をもつて組織する「麻類増産中央委員会」が設置され、必要資金を醸出して、タイマ・ラミーの増産を強力に推進することとなつた。同時に、生産県には、麻団体が組織されたが、間もなくGHQの方針により、全国農業会は、一元的集荷機関としての機能を失なつた。

昭和二二年一月には、ラミー増産のため、生産者および指導者を対象として、纖維製品の還元配給が行なわれ、また、肥料および剥皮用石油など生産資材についても、配給割当が、行なわれるようになつた。同二二年二月、小田原市で農林省、主産県生産奨励担当者が集り、原麻の集荷販売方法について協議した。この結果、自主的な統制を行なうことに決り、同年八月、植物纖維生産協会内に「苧麻連合会」を設置し、購買要領を定めて、一番刈から実施する」とになった。

昭和二二年九月一〇日「臨時物資需給調整法」にもとづく、「指定生産資材割当規則」の附表に、ラミーが追加指定され、二番刈より、割当符による法的統制が、行なわれるようになつた。かくして、ラミーの集荷販売は、一応軌道にのることとなり、昭和二三年六月に、前記の「苧麻連合会」は、解散された。

その後、「指定生産資材割当規則」中に、不備の点があることが認められ、昭和二四年七月三〇日から、「指定農林物資割当規則」により、取扱うようになつたが、同年一二月末、これが根拠法律である「臨時物資需給調整法」が、廃止されるところとなり、自動的に統制廃止となり、また、公定価格は昭和二五年一月に廃止された。

当時、国産ラミーの自給率は、一割前後に過ぎず、ラミーの増産と取引の円滑をはかるため、昭和二五年三月、農林省主催による全国会議が、開催された。その結果、引き続き国内産ラミーの生産増強をはかること、需要会社の協力を得て、自主的な集荷販売を行なうこと、標準価格を設定して、取引の円滑をはかることなどの方針が決定された。

昭和二六年四月頃からの金融引締めの影響を受け、需要会社のラミー購買資金が窮屈となつたので、同年一番刈から、農林中央金庫よりの融資を受けることとなり、県経済連を対象として、約束手形による、取引が行なわれるようになった。これにともない、国内におけるラミーの生産は、増加の傾向を辿るにいたつた。

ラミーの検査

ラミーの検査は、昭和二三年七月まで、主として、県営検査により等級の格付が、行なわれてきたが、同年八月二日「指定農林物資検査法」が施行されるによんで、国営検査に移管された。昭和二五年五月には「指定農林物資検査法」が廃止され、これに代つて、同年十一月、「農林物資規格法」が制定されて、再び県営検査に移され、「苧麻の日本農林規格」が定められた。

製麻会社の破綻

国の奨励施策と、積極的な増産指導によって、国内産ラミーの第一次生産目標であった、年産三、七五〇t(昭和三〇年生産高三、九八〇t)は、達成した。

しかし、大手需要会社である東洋纖維株式会社(当時国内産ラミーの五〇%強を購買していた)が、昭和三〇年度になって、経営破綻をきたし、関係方面に大きな影響をあたえた。すなわち、三〇年産ラミーの一一番刈の一、八七五tは、何とか購買されたが、二、三番刈の一、〇二五tは、産地滞荷を余儀なくされた。

農林省および植物纖維生産協会は、事態を憂慮し、農林中央金庫、ならびに日本纖維工業株式会社、東京麻糸紡績株式会社、帝国製麻株式会社などの協力を求め、滞荷処理に努めた。上記麻会社は、産地と売買契約を結び、倉荷証券を担保として手形を発行し、この手形の裏書を農林中央金庫が行なうことで、昭和三〇年一月解決がつくかに見えたが、両者の手形発行にあたって、主力銀行の了解を得ることができなかつた。

その後、産地各県は滞貨処分について共同販売体制をとり、宮崎県經濟連が代表となつて、需要会社との取引を括して行ない、その間の金利、倉敷料、運賃などは、生産者の負担において、処理することとなつた。昭和三一年四月には、不況カルテルが結成された。また、三一年産ラミーについても、同様に取り扱われることとなり、憂慮された事態は一応の解決を見るに至つた。昭和三二年七月には、各社の配分比率を決め、さらに、産地県と打合せの上、購買地域が決定された。

ラミーの再増産

昭和三〇・三一年の混亂により、ラミーの生産は激減するに至つた。このため、昭和三二年一月には、日本麻紡績協会、植物纖維生産協会および前記需要会社四社の連名で、ラミー増産に関する陳情書が、提出された。これらの

要請を検討した結果、農林省では、当面のラミー一年間需要量三、八〇〇tの八〇%に相当する三、〇六〇tをさしあたりの増産目標とし、主産地一二県を対象として増産をおし進めることとなつた。増産のための施策としては、原苗圃一九haの設置助成を行なうこととなつた。

また、同年度からラミーと合成纖維テトロンとの混紡による新製品が発表され、麻紡績業界の前途に明るい希望を与へた。一方、ラミーの生産は、昭和三〇年の滞荷以来、農家に不安感を与える結果となり、増産奨励を行つたにもかかわらず、その後は、漸減ないしは停滞気味に経過した。昭和三一年四月以降実施してきた不況カルテルは、昭和三六年九月廃止され、昭和三七年四月からは、麻一一社による、合理化カルテルに切りかえられた。

昭和三六年一二月、農林省は、国産ラミー増産を図るため、植物纖維生産協会内に、「日本ラミー生産合理化推進協議会」を設置せしめ、ラミーの増産ならびに生産の合理化をおしすすめることとした。

ラミーについての奨励施策としては、従来からの原苗圃の設置助成の他、昭和三八年、新たにラミーの地域別耕種基準設定事業を行い、増産に努めつつある。

昭和二一年以降におけるラミーの作付・生産高推移

年 次	作付面積 ha	当り収量 kg	推定実收高		備考
			一〇アール	t	
昭和二一年	一、二六〇	八九	一、二二六	—	
同二二年	—	—	—	—	本表は昭和三八年四月 農林省園芸局特産課発行「特用作物の動向」

昭和二年以降におけるテリー原苗圃設置補助金の推移

本表は昭和三八年農林省園芸局発行「才出予算説明参考書」による。

による。

昭和二五年以降におけるラミーの取引標準価格の推移（単位 円）

年 次	販業者 販売価格別	等級						等外	備 考
		特等	一等	二等	三等	四等	区分		
昭和二五年	一〇〇当り	六、一八〇五〇	五、九〇六〇〇	四、四〇九〇〇	三、四五〇五〇	二、三〇五〇〇	一一	一一	二等級は昭二三〇五年まで同じ
同 二六年	"	六、一八〇五〇	五、九〇六〇〇	四、四〇九〇〇	三、四五〇五〇	二、三〇五〇〇	一一	一一	等級改正
同 二七年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 二八年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 二九年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 (二、三番のみ)	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 (二、三番のみ)	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 三一年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 三二年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 三三年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 三四四年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
同 三五年	"	七、七五〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	七、七七〇〇〇	一一	一一	
基本価格	"	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	一一	一一	
一〇〇キログラム当り	"	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	八、八〇〇〇〇	一一	一一	
一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一一	一一	
一、四五五	一、四五五	一、四五五	一、四五五	一、四五五	一、四五五	一、四五五	一一	一一	
一、三一〇	一、三一〇	一、三一〇	一、三一〇	一、三一〇	一、三一〇	一、三一〇	一一	一一	
一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一、一六五	一一	一一	
七九三・〇	七九三・〇	七九三・〇	七九三・〇	七九三・〇	七九三・〇	七九三・〇	一一	一一	

一、二、三番刈の
取引価格は
建値一本となる

— 74 —

| 同 三八年 | 同 三七年 | 同 三六年 | 同 三七年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 荷生産者出格 |
| 基本価格 |
| 一、六〇〇 |
| 一、五七三・三 |
| 一、四五五 |
| 一、三一〇 |
| 一、一六五 |
| 七九三・〇 |

(注) 一、本表の販売業者は主として県經濟連である。

二、建値は产地土場渡である。

三、昭和三一年は旧剥織維のうち、一、二等品で品質特に優良なものはこの価格に二〇〇円加算された。

また、昭和三二・三三年は各等（一、二、三、四等）となり前記同様二三五円が加算された。

四、昭和三七年の基本価格は、生産者団体手数料（三%）を含むものとする。

また旧剥織維のうち、品質特に優良なものは、基本価格に一〇キログラム当り六六〇円が加算された。

アマの奨励

昭和二〇年度、北海道において四万ha余り作付されていたアマは、同年七月終戦を迎え栽培農家のアマ作に対する先行不安から、翌二一年には、二万七千haと急激な減反を示すにいたった。

終戦後三カ年の間、増産奨励についての国の施策はなかったが、アマ需要会社から栽培農家に対し、作業衣、作業服、天幕、シャツ地など還元衣料の配給が行なわれ、また、昭和二三年には、赤クローバーの混播奨励によるクローバー種子の購入助成、および播種機、ローラーなどアマ耕作用農具の購入助成が行なわれた。昭和二四年になつてこれらの還元衣料の配給は廃止された。

昭和二四年九月、アマ茎の公定価格が廃止され、これまで、物価戸を相手に価格の引上げ運動を続けてきた農業団体は、今度は、製麻会社に対して買茎価格の引上げを折衝することとなり、それ以後の価格は、これらの農業団体（北海道生産農業協同組合連合会、北海道農業協同組合中央会、北海道農村連盟、北海道農民同盟）と製麻会社との間で決定されることになった。

昭和二五年七月、占領軍の占領政策の一環として、日本の独占企業および軍需関連産業の解体を目的とする、過度の経済力集中排除法が制定公布され、その指定を受けた帝国纖維株式会社は、帝国製麻、中央纖維、東邦レーションの三社に分割され、アマ部門は、帝国製麻、中央纖維の二社となつた。

昭和二六年、朝鮮動乱がはじまるとともに、製品需要が活況となり、市況も急反撥して活況に恵まれたが、この頃から、亞麻需要会社は化纖の進出に備えて、新製品の案出、加工工程の研究に着手し、一般民需への転換を策すとともに、海外市場の開拓に力を注ぐようになった。

アマ茎の検査は、昭和二三年八月二日制定公布された農林物資検査法によって行なわれていたが、その後は、同二五年五月一一日制定公布された「農林物資規格法」による日本農林規格により検査等級の格付が行なわれるようになつた。

水稻前作アマの奨励

タイマが、麻葉成分を含有する理由で、栽培制限を受けることとなつたので、農林省宇都宮農事改良実験所南押原試験地（あとの栃木県農業試験場南押原分場）では、昭和二二年から、麻類の栽培試験にアマを加え、さらに、水稻前作のタイマをアマにかえて試験を行なつた。その結果、導入の可能性があることが実証されるにいたつた。

昭和二四年、農林省農業改良局研究部は、宮城県ほか二一県の農事試験場を対象として、共通的な試験設計のもと

に、水稻前作アマの栽培試験を行なつた。一方、農林省特産課は、埼玉県ほか一六県に対し、アマ栽培を希望する農家を対象に、一部試作（一四五ha）を行なつた。水稻前作アマを導入するにいたつた理由は、タイマの転換策のほか、おおむね、次のような事情によるものであった。

一、当時、秋冬作の栽培が行なわれていない水田が、全國に一二〇万ha前後あり、うち、休閑田となつてゐる一毛作田が、一五万ha程度あつたので、これを利用して、水田裏作經營の改善合理化をはかる。

二、秋には湿田で、麦、なたねが作付できない水田でも、早春乾燥するところでは、アマの導入が可能である。

三、播種期が早春なので、秋労働力の不足から冬作の作付ができるない地帶でも、アマならば作付が可能である。

なお、水稻前作アマの試作、奨励当初における経過、および施策はおおむねつきのことくであった。

昭和二四年一月二八日、農林省農事試験場鴻巣試験地において、水稻前作アマ栽培に関する打合会を初めて開催した。引続いて、三月七、八日の両日、栃木県所在の植物纖維生産協会技術員養成所、および帝国纖維の鹿沼工場会議室を会場として、関係県、関係会社、技術指導者の参集を求めて、協議会をかねた講習会を開催し、席上農林省から奨励方針ならびに耕種要綱を示した。

同二四年「水稻前作亞麻研究会」が設置され、指導方法などに関する基本的な事項を研究打合せすることとなつた。また、同年度より、府県水稻前作アマの播種用種子を、北海道で確保するため、特設アマ採種圃四〇〇haを設置せしめることとし、北海道に対し、国庫補助金二八〇円を交付した。

昭和二五年、前記のアマ研究会を改め、新たに、関係官庁、学識経験者、日本麻紡績協会、植物纖維生産協会、需要会社の関係者をもつて組織する、「中央亞麻協議会」が設置され、水稻前作アマの増産促進に関する計画、実施方針、および事業成績などに関し、協議検討を行なうこととなつた。また、これと同時に関係県には、県庁、県農試、

県団体、市町村団体などの関係者をもつて組織する「亞麻常会」が、設置され、中央の方針に基づく指導計画の立案および栽培、調製技術の普及渗透をはかるための技術講習会が開催されることとなった。

同二五年農林省は、「水稻前作亞麻獎勵要綱」を指示した。その内容は、獎勵方針、獎勵地域、獎勵機構、獎勵の具体策、助成金の交付、集荷ならびに販売方法などに関する事項を、具体的に定めたものである。要綱に示された主なる事業および助成策は、中央においては、アマに関する啓蒙および増産計画、集出荷に関する協議会、ブロック會議、中央協議会などの開催、また、アマ増産助成事業としては、試験研究助成（宇都宮大、鹿児島大委託）、増産促進助成、改良普及員活動促進助成などで、これらの助成金は、需要会社（帝国製麻、日本纖維工業株式会社）が、増産助成金として「中央亞麻協議会」に譲出し、これを植物纖維生産協会が管理した。このような事業は、昭和三四年までつづけられた。

昭和二七年、水稻前作アマの作付面積は、三〇〇haを上廻り、昭和二四年から兵庫県を境として、東部を帝国製麻、西部を日本纖維工業株式会社が、分担して地域内の耕作指導、買茎を行なった。両社は、購買したアマ茎を製織するため、昭和二九年には、岡山県津山市に「岡山亞麻工業」、大分県四日市町に「大分亞麻工業」、茨城県下妻市に「茨城亞麻産業」などの製織工場を設置した。

アマ増産計画

昭和二九年、農林省は、昭和三〇年を基準とし、アマ増産計画を樹立したが、その内容は、アマ纖維の年間需要量三五〇万貫（一三、一二五t）を国内自給しようとするもので、作付面積三万五千ha（府県五千ha、北海道三万ha）、アマ茎生産高二、〇二〇万貫（七五、七五〇t、うち府県一五、一三〇t、北海道六〇、六二〇t）を目標としたものであった。

北海道のアマ作奨励

昭和二三年には、北海道農業試験場において「雲龍」が育成された。「雲龍」は、多収で、アマ立枯病、銹病などに対する抵抗性が強く、また、耐倒伏性に富む画期的な特性を有する品種であったが、纖維歩留が低いという致命的な欠陥があり、その普及は小範囲にとどまった。

北海道では、昭和二五年度からアマ耕作面積の確保、単位面積当たり収量の向上をはかる手段として、アマ需要会社からアマ作農家に対し、耕作面積、および亞麻茎の出荷数量などに応じ、増産奨励金が、交付されることとなつた。その後、生産者側から亞麻茎価格一本に、重点をおくべきであるとの強い要望があり、前記助成金の交付は、昭和三一年度から廃止されることとなつた。

同二九年、アマ優良品種「おあやぎ」（アマ農林一号）が育成された。この品種は、北海道農業試験場で育成されたもので、草丈が高く、著しく多収で、纖維の歩留りも優れ、また、耐病性は従来のいずれの品種よりも強いといいう特性をもつものであった。また、同年度オランダから九品種が輸入され、道内試験研究機関において試験の結果、このうち「ウイーラ」は、耐倒伏性が著しく強く、かつ種子收量が高い特性を有し、昭和三一年優良品種に決定された。

昭和二八年、製麻会社では、小型条播機の試作を行なつて、昭和三〇年実用化された。

アマ優良品種の組織的、計画的な増殖普及をはかるための原種圃は、昭和二九年度、原原種圃は、昭和三一年度からそれぞれ北海道に対し、設置することとし補助金を交付した。

昭和二七～三四年まで、北海道に対し交付されてきた亞麻特設採種圃補助金は、昭和三五年度から「亞麻採種組合育成事業」に組替えられ、引き補助金が交付されることとなつた。

アマ栽培の省力化をはかるために、各種アマ耕作機械の導入による適地集団化が望まれていたが、北海道庁では、昭和三六年度、ベルギーよりアマ収穫機を導入し、実用化のための試験を行なった結果、きわめて好成績を収めたので、同三七年に二台を導入し、引続き、農業近代化資金などにより、六〇台の収穫機を導入することとなつた。

昭和二一年以降におけるアマの作付生産高推移

年 次	作付面積 ha	昭和二一年以降におけるアマの作付生産高推移			
		収量 一〇a当り kg	原茎 t	推定 t	実收 t
昭和二一年	一八、四四一	一七三	三一、七九五	六、六九三	五、〇〇一
二二年	三〇、三八二	一三八	三八、二四五		
二三年					
二四年					
二五年					
二六年	一八、二二三	一六三	二九、六四八		
二七年	一七、四三〇	一五五	二七、〇八三		
二八年	一七、二五〇	一六八	二八、九七三		
二九年	一五、九七〇	一七四	二七、七六一		
三〇年	一五、七三〇	一七六	三四、〇六八		
三一年					
三二年	一六、一〇五	五、五六四	五、五六四		
三三年	一四、二八〇	五、五六四	四、二七八		
三四四年	一二、一九八	五、五六四	四、二七八		
三五年	一二、一九八	五、五六四	四、二七八		
三六年	一一、二〇七	五、五六四	四、二七八		
三七年	一一、一〇七	五、五六四	四、二七八		

年 次	同 同 同 同 同 同 同						
	三二年	三三年	三四四年	三五年	三六年	三七年	三八年
昭和二四年	一六、一〇五	三五八	三八、四〇五	三八、四〇五	六、七三一	三、七一二	二、八〇〇
二五年	一四、二八〇	二五一	三五五、九〇〇	三四、八〇〇	六、〇九〇	三、七四〇	二、八〇〇
二六年	一二、一九八	二八五	二七八	三四、七〇〇	六、〇七三	三、七三〇	二、八〇〇
二七年	一一、二〇七	二九八	三〇〇	三三、四〇〇	五、六七〇	三、七一〇	二、八〇〇
二八年	一一、一〇七	三〇〇	三〇〇	三三、三〇〇	五、八二六	三、七一〇	二、六六〇
二九年							二、三七五
三〇年							

(注)

一、本表は農林省統計表による。
二、三七年集計数字は主産県のみである。
三、原基からの製織歩止りは正線一二・五%，粗線五%，計一七・五%。

昭和二一年以降におけるアマ関係補助金の推移(単位 千円)

年 次	亞麻原種圃	亞麻原種圃	探亞麻種特圃設	合亞麻育探事種業組	計
	二、三七五	二、三七五	二、八〇〇	二、八〇〇	
昭和二四年	二、二九〇	二、二九〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
二五年	二、二八〇	二、二八〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
二六年	二、二七〇	二、二七〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
二七年	二、二六〇	二、二六〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
二八年	二、二五〇	二、二五〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
二九年	二、二四〇	二、二四〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
三〇年	二、二三〇	二、二三〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇

同	三一年	四、〇六四	三、〇　〇	七、〇六四
三二年	九二五	四、〇六四	三、〇　〇	七、九八九
三三年	八五五	三、八〇〇	三、〇　〇	七、六五五
三四四年	八五五	三、八〇〇	二、六一八	七、二七三
三五年	八二九	三、六八四	二、五四〇	七、〇五三
三六年	一、〇〇二	四、四四六	一、五四〇	七、二二六
三七年	一、〇〇二	四、四四六	一、五四〇	七、九八八
三八年	一一、五四〇	一一、五四〇	七、九八八	七、九八八

(注) 本表は昭和三八年農林省園芸局発行「才出予算説明参考書」による。

年 次	単 位	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	等 外
昭和二三年	一〇〇ポンド当り(④)	三一〇(④)	二六〇(④)	二五〇	四四〇	四〇〇	三六〇以下
二四年	"	七〇〇	五七〇	五〇〇	四五〇	四六〇	四〇〇
二五年	"	八〇〇	六五〇	五七〇	四五〇	四六〇	三六〇
二六年	"	九〇〇	八〇〇	七〇〇	四六〇	四〇〇	三六〇
二七年	"	一、一五〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	五六〇
二八年	"	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	五六〇
二九年	"	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	五六〇
三十一年	"	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	五六〇
三二年	"	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	五六〇
三三年	"	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	五六〇
三四四年	一〇〇キログラム当たり	一、六四六	一、四二五	一、二〇五	一、九八四	一、七六四	一、五四三
三五年	"	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	五〇〇
三六年	"	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	五〇〇
三七年	"	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	五〇〇
三八年	"	一、七〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	五〇〇

同	三〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三一一年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三二年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三三年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三四四年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三五年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三六年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三七年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇
同	三八年	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇

(注) 本表は生産者の指定集荷所渡し販売価格である。

大麻取締法の制定

タイマの戦後行政において特筆すべきは、日本産タイマにも麻薬を含有するという理由により、「大麻取締法」が制定されたことである。わが国におけるタイマは、戦前から、もっぱら繊維採取の目的として栽培され、ことに戦時中は軍需作物として、増産の要請もあつたため、作付面積は、一五、〇〇〇haに達した。

しかし、終戦とともに、軍需としての用途を失つたこともあるが、それにもまして、連合軍総司令部から「日本産タイマにも麻薬成分を含有している」という理由で、作付に制限が加えられたため、生産は急減するにいたつた。麻薬原料植物の栽培、および麻薬の製造、輸入などの禁止については、昭和二〇年一〇月連合軍総司令官より、日本政府あてに発せられた覚書「麻薬の統制及び記録に関する件」の中に Marijuana (Cannabis sativa L.) の栽培禁止に関する

する条項があり、厚生省では、この指令にもとづいて一〇年一一月二四日、厚生省令第四六号をもって「麻薬原継植物の栽培、麻薬の製造、輸入及輸出等禁止に關する件」を公布した。この省令で、覚書に記載され「Marihuana. を印度大麻草と翻訳し、その栽培を禁止した。しかし、このような厚生省令が発せられても、従来から栽培しているタイマは、この省令には、該当しないものと解していた。

しかし、たまたま京都府下で栽培していたタイマが、連合軍の京都軍政部に発見されたことに端を発し、大麻取締法が、制定されるにいたった。当时、京都府では、事の意外さに驚くとともに、麻薬採取の目的など、まったくないことを強調し、京大薬学科刈米、木村両博士の鑑定書を添付するなどの措置を講じたが、二一年には、「その栽培の目的如何にかかわらず、また、麻薬含有の多少を問はず、その栽培を禁止し、種子を含めて本植物を絶滅せよ」との指令が発せられた。当时、京都府以外でも、おそらくタイマは、栽培されていたであろうし、京都府はまつたく不運といふ他はない。

当時の記録によると、違反者として摘発された者は四名で、それも農業以外の人二名も含まれ、栽培していたタイマも、一人が一～数本ということで、栽培というよりは、むしろ前年あたりの種子が自然に生えていたものとも思われる。今にして思えば、笑草ですまされるが、緊迫した終戦直後のことであり、摘発を受けた四名の当時者はもちろん、京都府庁でも、相当困惑したものと推察される。京都府の当時の担当課（經濟部蚕糸課）はもちろん、教育民生部、京都府警察などにも波及し、その衝にあたる人々は思わず苦労をなめさせられた。

このような京都府下での違反事実は、農林省、厚生省などにも報告され、中央においても、連合軍総司令部公衆衛生福祉局、天然資源局などに対し、事情の説明と折衝が続けられた。特産課先輩の方々の中には、これらの折衝に努力され、また当時の苦労の思い出を今日まで持ち続けられる方々も多いことと思われる。

農林省においても、昭和二二年一月農政局長名をもつて、終戦連絡事務局經濟部長あてタイマ栽培許可を要望するとともに、連合軍総司令部公衆衛生福祉局、天然資源局に折衝を重ねた。この結果、昭和二二年二月、連合軍総司令官より日本政府に対し「纖維の採取を目的とする大麻の栽培に關する件」なる覚書が出され、一定の制約条件のもとにタイマの栽培が許可された。

この条件とは、つぎのようなものであった。

一 昭和二二年における、纖維の採取を目的とするタイマの栽培許可面積は、全国で五、〇〇〇haとする。

二 栽培許可県は、青森、岩手、福島、栃木、新潟、長野、島根、広島、熊本、大分、宮崎の一ニ県とし、他の県でのタイマ栽培は許可しない。

三 許可県の県別割当面積は、別途定める。

四 栽培者は、各自の栽培許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

五 栽培制限に關する取締規則を公布する。

以上のような方針を農政局長は、昭和二二年二月一八日全都道府県に通達した。

昭和二二年四月二三日には、「昭和二〇年勅令第一四二号ボツダム宣言の受託にともない発する命令に關する件にもとづく大麻取締規則を定める」として、農林・厚生両省令により「大麻取締規則」が制定施行された。

翌昭和二三年には、さらに、取締りを強化するため、前年までの取締規則を法制化するよう連合軍司令部から要請があり、二三年七月一〇日法律第一二四号をもつて「大麻取締法」が制定公布された。

タイマ栽培許可の行なわれた昭和二二年は、全国の許可面積五、〇〇〇ha、許可県一二県であった。その後も許可面積は、依然五、〇〇〇haであったが、許可県の数はふやされた。その経過は次の通りである。

昭和二三年

(許可県数)一八県
○青森、岩手、福島、栃木、群馬、新潟、○石川、○福井、○山梨、長野、○兵庫、島根、
○岡山、広島、○佐賀、熊本、大分、宮崎(六県追加○)

昭和二四年

[前記一八県のほか]富山、静岡、滋賀、岐阜、鳥取の五県追加
〔許可県数〕二三県

昭和二五年…

二四年と同じ二三県

昭和二六年…

静岡を取消し二二県
〔許可県数〕二四県
前年二二県のほか宮城、福岡の二県を追加

昭和二七年…

〔許可県数〕三三県
〔講和条約の締結により面積制限に関する覚書失効
栽培希望県は全面的に許可〕

昭和二八年…

〔許可県数〕二三県
〔講和条約の締結による面積制限に関する覚書失効
栽培希望県は全面的に許可〕

昭和二十五年一一月、連合軍司令部麻薬統制課長W・L・スペヤー氏から厚生省に対し、取締り強化のため、許可県でも一部地域での栽培は、禁止するよう指示があり、左記の地域は、許可県でも栽培を許可しないこととなつた。

- 一 県庁所在地である都市の周辺から二糠以内の地域
- 二 鉄道幹線（原則として日本国有鉄道幹線）を中心に巾一糠以内の地域。
- 三 国道および県庁所在地を結ぶ主要道路を中心に巾一糠以内の地域

講和条約締結後のタイマ栽培

講和条約が、締結されて後は、覚書にもとづく五、〇〇〇haの制限は解消され、また、前項記載の栽培地域制限も解消された。

昭和二八年三月には、大麻取締を緩和するとともに、取締に関する事務を、都道府県知事に委任することなどを目的として「大麻取締法」の改正（註）が行なわれた。

以上の経過で、戦後昭和二二年から二八年までは、厚生、農林両大臣により、タイマの栽培区域および栽培面積の指定が、行なわれてきたが、二九年以降は、都道府県知事の免許を受ければ、いずれの地でもタイマ栽培ができるようになつた。

（註）大麻取締法制定後の改正などの経過はつきのとおりである。

昭和二三年七月一〇日	法律第一二四号
改正昭和二五年三月二七日	法律第一八号
改正昭和二七年五月二八日	法律第一五二号
改正昭和二八年三月一七日	法律第一五号

タイマの取締は、昭和二八年以降かなり大巾に緩和されたが、軍需の喪失やロープ用、下駄芯繩などの需要の減退により大麻栽培は、次第に衰微し、昭和三七年には、作付面積わずかに一、九〇〇haにすぎない現状である。

タイマの試験研究

タイマの試験研究は、主産地の栃木県において、戦後も引き続き行なわれた。終戦直後は、農林省宇都宮農事改良実験所南押原試験地と呼称していたが、その後、栃木県に移管され、栃木県農業試験場南押原試験地として指定試験によるタイマの研究が、行なわれてきた。しかし、この長い歴史を有するタイマの指定試験も、昭和三二年ついに廃止された。この間「栃試一号」、「南押原一号」などの品種育成が行なわれた。

また日本産のタイマについては、かつて、麻薬成分の検定など、まったく行なわれたことがないのに、タイマの植物部位別（茎葉、雌雄花、種子）、栽培地域別、品種別等の麻薬成分の定性および定量的検定、薬理検定を行うこ

ととし、農林漁業技術試験費補助金により試験を行なつた。委託先は、初年度、資源科学研究所（所長 朝比奈泰彦博士）、二、三年目、財團法人藥理研究会研究所（北区西ヶ原三三 所長朝比奈泰彦博士）で、昭和二七年から二九年までの三ヶ年間にわたり、厚生省麻薬課、東京大学医学部藥学科などの協力を得て実施した。その実験の結果は、日本産タイマにも毒性（麻薬成分）があることが明かとなつた。しかしその後さらに深い研究が、行なわれることなく打切られた。

ハ ッ カ 力

戦前における施策

ハ ッ カ の 試 験 研 究 の 始 番

ハ ッ カは、わが国の特産物として、戦前は世界第一の生産をあげ、輸出農産物の花形であった。そのため、農林省は、大正一一年度以来、岡山県に奨励金を交付して、農事試験場をして、品種の改良と栽培法の改善に関する指定試験を行はせることとなり、新たに倉敷試験地を設置することとなつた。

ハ ッ カ の 統 制

ハ ッ カ専売の問題は、しばしば論議せられたが、產地の北海道は強硬に専売制度に反対した。昭和一二年以降、北連を通じて行つた農林省の輸出価格差補償政策は、九・一八停止令の発表と、海外輸出が絶えたため、実際には実施されなかつた。

昭和一五年、ハ ッ カ、ジョチュウギク、輸出豆類等を国で統制することとなり、法的措置として、日本輸出農産物株式会社法を立案し、昭和一五年四月、法律第二百号で公布したことはナタネと同様である。この会社は、急激なる集荷配給機構の変化を避け、従来の機構を尊重する方法がとられた。

会社設立当時の目的としては、ハ ッ カの集荷を一元化し、産組と業者の対立を防ぎ、外貨を獲得することにあつた。しかし國際情勢の急激なる悪化によつて、その主目的である輸出統制は、創業間もなく消失するにいたつた。生産量の過半を輸出に依存していたハ ッ カの需要は、急激に減少するのではないかと懸念され、多量の製品の消化を如何にするかが当面の大問題となつた。

一方、昭和一一年頃より、支那ハ ッ カの英國市場進出があつたが、微々たるものであつた。しかし、昭和一五年頃は、日本ハ ッ カが海外市場から締め出されつゝあり、支那ハ ッ カが次第に世界市場へ進出してきた。興亞院は、日本ハ ッ カ救済のため、「中華薄荷股胎公司」の設立を進めた。これは、支那ハ ッ カの統制を図り、日本ハ ッ カとの協調を行うため、日支合弁による資本金一〇〇万円のハ ッ カ会社をつくることがその目的であつた。しかるに、日華事変の進展のため消えとなつた。

ついで、昭和一六年三月、輸出農産物会社は、支那ハ ッ カの調査のため、土屋副社長、新聞第二課長を現地に派遣し、その結果を経めて、日支両国ハ ッ カの調整策が出されたが、軍は食糧自給の建前から、ハ ッ カの作付を制限するにいたつた。これより先、内地全ハ ッ カ製造業者は、北連と協議の上、現地において支那側工場に対抗して、原油の買収、加工、製品の輸出を行い、日本輸出ハ ッ カの傾勢を挽回しようと企図し、現地興亞院当局に対し、新規ハ ッ カ工場の設立を申請したが、遂に実現するにいたらなかつた。

西崎直滿　達本道明　武拾武雄

特産課の組織と現況

組織の移り変り

昭和一三年一二月三日、農林省分課規程の改正により、農務局農産課より分離して、新たに特殊農産課が設置された。これが現在の特産課のはじまりであり、当時の所掌事務は分課規程によれば、次のとおりであった。

一、工芸農産物の改良増殖に関する事項

二、園芸試験場に関する事項

三、園芸試験場に関する事項

では、設置されてから現在まで、どんな変遷をたどってきたか、その大要についてのべることにする。

年 月 日	局 名	課 名	所 掌 事 務	備 考
昭和一三、一二、三	農務局	特殊農産課	農務局農産課より分離新設	
同 一六、一、二	農政局	特產課	農務局が農政局、特殊農産課が特產課となる	
同 一八、一一、一	同 同	同 同	農林省が農商省となる	
同 二〇、八、二六	同 同	同 同	農商省が農林省となる	
同 二二、四、二六	同 同	同 同	馬鈴薯原種農場創設	

年 月 日	課 長 名	備 考
昭和一三、一二、三	坂 田 英 一	
同 二一、三、三〇	村 田 朔 郎	農務局農産課「小作官より同昭和一二、一、二五、食品課長へ 農政局特產課「技師より同二、二三、二二まで小倉農政局長併任 より六、二二より三、一九まで秋元農産課長兼務
同 二三、七、一二		
同 二三、八、六		
同 二四、五、二〇		
同 二四、六、一	農業改良局	農業改良局
同 二七、八、一	振興局	中央卸売市場、青果および茶の流通(食品局農産食品課より) 中央卸売市場および青果の流通(農林經濟局經濟課へ)
同 三一、六、二五	同 同	種苗検査室の設置
同 三三、五、一六	同 同	昭和二四、六、一四種苗検査官設置
同 三五、四、一六	同 同	農業改良局は振興局となる 特產課は園芸特產課となる 園芸特產課より園芸課独立分離により特產課となる
同 三八、一、二〇	園芸局	園芸作物、種苗検査(園芸課へ) 甘藷、馬鈴薯、豆類(農産課より)

以上が、特産課の二十五年にわたる組織の変遷であるが、この間における歴代課長は、次のとおりである。

同 二三、六、二三	徳 安 健太郎	経済安定本部生鮮食品課長より
同 二五、八、二	岩 永 達 夫	経済安定本部農林第一課長へ 経済安定本部農林第一課長より
同 二七、八、一	徳 安 健太郎	大臣官房検査課長より 昭和二七、八、三 農業改良局普及部長へ
同 三〇、八、三	西 村 周 一	農業技術研究所園芸部そ菜研究室長より 昭和三八、五、一 日本てん菜振興会理事へ
同 三八、五、一	河 原 卯 太 郎	農地局資源課長より 現在に至る

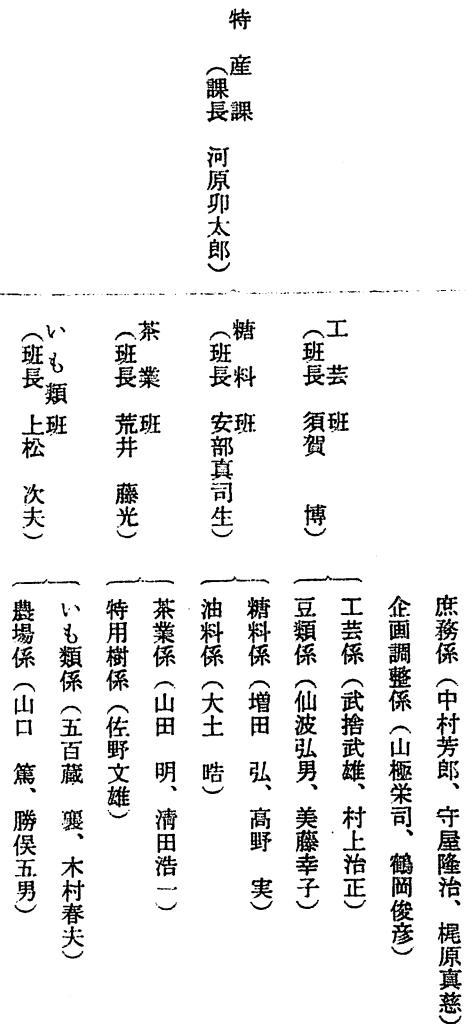
組織の現況

前記のように特産課は、農産課より分離独立し、その後、幾多の変遷を経て、昭和三八年農林省設置法の一部改正（昭和三八年一月一六日法律第一号）により、同年一月二〇日、園芸局特産課となつた。所掌事務（農林省組織令昭和二七年政令第三百八十九号）および組織図は、次のとおりである。

所掌事務

- 一、工芸農産物、いも類及び豆類（以下この条において「工芸農産物等」という。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 二、工芸農産物等の需要、及び供給に関する調査を行なうこと。
- 三、工芸農作物、いも類、及び豆類（次号において「工芸農作物等」という。）の種子及び種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 四、工芸農作物等の災害（病虫害を除く。）の防除に関すること。
- 五、工芸農産物等の検査に関する事項（農産物検査法による検査に関する事項を除く。）
- 六、馬鈴しょ原原種農場及び茶原種農場に関する事項。

組織図（昭和三八・一二・七現在）



苦難の時代

石井磐根

「電車で引越し」と書きだすと、何の事かと思われますが、実際有楽町から西ヶ原への引越しは農林省の顔を以つてしてもトランクの都合がつかず、市電に書類やら机やらをのせてその上に腰をかけて、疎開して行ったのです。そもそも特産課の苦難な時代はこのあたりから始まるのでしょうか。

気のきいた元気の人達は皆戦争で、老人と病人と女の子の中に何かの間違いで入った様な小生も加わって、西ヶ原の試験場の余地に甘しよを植えました。「大体こんな所にいもをつくつてこれが見える頃はアメリカが上陸して、アメリカ人がオー、スイートポテトと言うぞ。」と言つたら原田嬢なんか腹をかかえてその時は笑つたが、何と三ヶ月もせぬ内に終戦、私のどんでも無い予想が本物になつたと思うと、有楽町に舞いもどり、吾々は蚕

糸会館の七階に追い上げられ、エレベーターは動かず、雜炊の腹では七階までの上り降りには何とも閉口、小生は昇つたら帰るまで用があつても降りぬこと、降りたら昇らずに帰ることにしたから良いものの、几帳面な古谷謙さんなどは結局、この昇り降りが病氣の原因となつたのでは無いでしょうか。

彼は、専攻の農業技術は言うに及ばず、經濟・法律についても一家言を持つており、農林省内の會議でも専門の法学士と互角に論じ得た勉強家でありましたが、あたらしい英才をいただきながら不遇のうちに病歿されました。

坂田さんの後をつけた村田さんもこの残酷時代の犠牲者の一人でしょう。何分にも初代の課長が大きすぎたので出発から村田さんは大きな荷物を負わされ、加うるに小生を始め、I氏、O氏、K氏など年齢的にあまり差もなく、一国一城の主の如き輩がいたのでは。

この村田氏の纖細な神經に甚大な影響を与えたのはK氏の電報代決問題でしょう。何しろ当時の進駐軍と言えば大したもの、就中麻薬担当のスペヤー氏の権力は甚大

でしたから。

そうそう、K氏と言えば、「大麻性病薬問題」という特ダネがありましたつけ。あるウイークデイの午後うかぬ顔色のK氏ショーンボリ課にもどつて来るや一枚の紙を隣席のO氏に渡して、「○さんこの英語の中に大麻が淋病の薬になると書いてあるか。」謹厳な彼としては甚だ不見識な発言である。O氏しばらく眼を通して「その通り、しかも最後に君がサイエンをしたのはどうした訳かね、これは新学説だね。」と。K氏今にも泣き出さんばかりの口振りで、「ヤツパリ、あのインチキ通訳め」この間違いはK氏あまり学のある處から麻と書くべき處を癪と書いたため、通訳が「淋」と訳したため。しかし相手は名前G·H·Q。以後更に元気が無くなつたK氏何時

にしおうG·H·Q。以後更に元気が無くなつたK氏何時の間にか農政課に早い所逃げ出してしまつた。このため後日の参議院の選舉に見事金星をいためた訳ですから。春秋の論法をもつてすれば、淋病の薬K氏を参議院に選出すると言う訳で、人間何が幸するか解らぬものですねあ。

第七天国などと呼ばれた七階から小生等が下に降りて

「三橋達チャン」と言う人がおりました。日本商業会

の大立物の一人息子で学生の時、水球の選手をしていたので、小生は農林省に入る前から知つてあります。小生が農林省へ見習で入つて、或る日食堂で左手で飯を食つている人を見掛けて、「あれS高校の選手みたいな飯の食い方をするのが農林省に居るわい。」と思ってよく見ると、同じも同じ同一人であった訳。「お前よく農林省に入れたな。」(その当農学部から農林省に入るの秀才でした。)と言おうと思いましたが、どうも私の方がその条件に適格な様なのでこの発言は保留と致しました。

この達チャン太平洋戦争が始まるや希望して南方軍政要員となり、勇躍出掛け行つた。行く先はパリ島。小生等のラバウルやニューギニアと異なり皆の羨望的。しかし運命のサイコロは皮肉にも小生の様なゴーツクパリには丁と出たが、一人息子の達チャンは安全と思われた病院船を利用したばかりに南の海に永遠のうらみをのこすこととなつてしまつた。